

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第1条 知事は、医療的ケア児等の地域生活を支援するため、別に定める佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、指定短期入所事業所又は<u>指定生活介護事業所又は</u>指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所又は指定訪問看護ステーションを運営する法人（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>第6条 規則第5条の規定により、補助金等の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 補助事業を行うために発注を行う場合、佐賀県ローカル発注促進要領（平成27年10月2日付）に基づき県内企業へ発注するように努めること。</u></p> <p>(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。</p> <p>(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。</p> <p>(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年</p>	<p>第1条 知事は、医療的ケア児等の地域生活を支援するため、別に定める佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、指定短期入所事業所又は指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所又は指定訪問看護ステーションを運営する法人（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>第6条 規則第5条の規定により、補助金等の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。</p> <p>(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。</p> <p>(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める</p>	

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(7) 知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第12条 略</p> <p>第13条 補助対象者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに報告しなければならない。<u>なお、実施要綱第3条に定める補助事業区分（3）人工呼吸器等設備整備事業を実施する場合は、仕入控除額が0円の場合にも報告するものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。</p> <p>(6) 知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。</p> <p>(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第12条 略</p> <p>第13条 補助対象者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに報告しなければならない。</p> <p>2 略</p>	

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考欄																								
<p>第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。 <u>この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">補助事業区分</th> <th style="width: 10%;">補助対象者</th> <th style="width: 20%;">対象経費</th> <th style="width: 15%;">基準額</th> <th style="width: 45%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">(1) 受入体制整備事業</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">開設から15年目までの指定短期入所事業所を運営する法人</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（延べ勤務時間数による。）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 (超過時間数) =</td> <td style="vertical-align: top;">(月ごとに) 1,600円× 超過時間数 (短期入所利用のある月に限り計算) ○超過時間数は別紙2-</td> <td style="vertical-align: top;">【開設から5年目まで】 10/10以内 【開設から6年目以降10年目まで】</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">○超過時間数は別紙2-</td> <td style="vertical-align: top;">10/10以内</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率	(1) 受入体制整備事業	開設から15年目までの指定短期入所事業所を運営する法人	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（延べ勤務時間数による。）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 (超過時間数) =	(月ごとに) 1,600円× 超過時間数 (短期入所利用のある月に限り計算) ○超過時間数は別紙2-	【開設から5年目まで】 10/10以内 【開設から6年目以降10年目まで】	○超過時間数は別紙2-	10/10以内	<p>第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。 この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。 この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">補助事業区分</th> <th style="width: 10%;">補助対象者</th> <th style="width: 20%;">対象経費</th> <th style="width: 15%;">基準額</th> <th style="width: 45%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">① 受入体制整備事業</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">開設から15年目までの指定短期入所事業所を運営する法人</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（延べ勤務時間数による。）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 (超過時間数) =</td> <td style="vertical-align: top;">(月ごとに) 1,543円× 超過時間数 (短期入所利用のある月に限り計算) ○超過時間数は別紙2-</td> <td style="vertical-align: top;">【開設から5年目まで】 10/10以内 【開設から6年目以降10年目まで】</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">○超過時間数は別紙2-</td> <td style="vertical-align: top;">10/10以内</td> </tr> </tbody> </table>	補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率	① 受入体制整備事業	開設から15年目までの指定短期入所事業所を運営する法人	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（延べ勤務時間数による。）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 (超過時間数) =	(月ごとに) 1,543円× 超過時間数 (短期入所利用のある月に限り計算) ○超過時間数は別紙2-	【開設から5年目まで】 10/10以内 【開設から6年目以降10年目まで】	○超過時間数は別紙2-	10/10以内	
補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率																						
(1) 受入体制整備事業	開設から15年目までの指定短期入所事業所を運営する法人	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（延べ勤務時間数による。）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 (超過時間数) =	(月ごとに) 1,600円× 超過時間数 (短期入所利用のある月に限り計算) ○超過時間数は別紙2-	【開設から5年目まで】 10/10以内 【開設から6年目以降10年目まで】																						
			○超過時間数は別紙2-	10/10以内																						
補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率																						
① 受入体制整備事業	開設から15年目までの指定短期入所事業所を運営する法人	医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（延べ勤務時間数による。）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 (超過時間数) =	(月ごとに) 1,543円× 超過時間数 (短期入所利用のある月に限り計算) ○超過時間数は別紙2-	【開設から5年目まで】 10/10以内 【開設から6年目以降10年目まで】																						
			○超過時間数は別紙2-	10/10以内																						

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新				旧				備考欄	
		(実配置時間数) - (基準時間数)	1により算出し、160時間以上の場合には160時間とする。	1/2以内		(実配置時間数) - (基準時間数)	2により算出し、160時間以上の場合には160時間とする。	1/2以内	
		いずれも報酬請求時の数値を使用し、基準時間数には各加算に必要な職員配置に係る数を含む。		【開設から11年目以降15年目まで】 1/4以内		いずれも報酬請求時の数値を使用し、基準時間数には各加算に必要な職員配置に係る数を含む。		【開設から11年目以降15年目まで】 1/4以内	
(2)	通院等支援事業	次のいずれかの支援を行った場合に要した経費(他の補助金により補助対象となる経費を除く。)	<p>アの場合</p> <p>【移動中の時間】 6,000円/時間</p> <p>【受診中の時間】 3,000円/時間</p> <p>ア 通院中等の支援 医療的ケア児等が通院または入院する際の移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。</p> <p>【入退院のために医療的ケア児等が同乗しない時間】 1,600円/時間</p> <p>イの場合</p> <p>2,000円/時間</p> <p>○各回0.25時間単位(15分未満は切捨て)</p> <p>○1日あたり</p>	10/10以内	②	<p>次のいずれかの支援を行った場合に要した人件費(他の補助金により補助対象となる経費を除く。)</p> <p>ア 通院中等の支援 医療的ケア児等が通院または入院する際の移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。</p> <p>イ 指定短期入所事業所への送迎中の支援 指定短期入所事業所のサービス提供を目的とした移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。</p>	<p>ア</p> <p>【移動中の時間】 6,000円×時間</p> <p>【受診中の時間】 3,000円×時間</p> <p>イ 2,000円×時間</p> <p>○各回0.5時間単位(30分未満は切捨て)</p> <p>○1日あたりの上限時間</p>	10/10以内	

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新				旧				備考欄		
			の上限時間 は以下のと おり ア 計6時間 イ 計3時間				は以下のと おり ア 計6時間 イ 計3時間			
(3)	開設から 15年目 までの指 定短期入 所事業所 又は指定 生活介護 事業所又 は指定児 童発達支 援事業所 又は指定 放課後等 デイサー ビス事業 所を運営 する法人	次のいずれかの事業所において、医療的ケア児等の新たな受入又は受入人数の拡大に必要な備品購入や設備整備に係る経費（他の補助金により補助対象となる経費、消耗品費を除く。） ア 指定短期入所事業所備品の購入や設備整備に係る経費 イ 補助対象者のうち指定短期入所事業所以外備品の購入に係る経費	アの場合 【開設から3年目まで】 2,500,000円 【開設から4年目以降15年目まで】 500,000円 イの場合 【開設から3年目まで】 1,000,000円 【開設から4年目以降15年目まで】 200,000円 ○いずれも1事業所あたりの額	ア・イいずれも	【開設から3年目まで】 3/4以内 【開設から4年目以降15年目まで】 1/4以内	③	人工呼吸器等設備整備事業	次のいずれかの事業所において、医療的ケア児等の受入れ拡大に必要な人工呼吸器等の備品購入等に係る経費 （他の補助金により補助対象となる経費、消耗品費を除く。） ア 指定短期入所事業所 医療的ケア児等の受入拡大のために必要な備品の購入や設備整備に係る経費。 イ 指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所 医療的ケア児等の受入拡大のために必要な備品の購入に係る経費。	【開設から3年目まで】 ア 2,500,000円 イ 1,000,000円 【開設から4年目以降】 ア 500,000円 イ 200,000円	【開設から3/4以内】 【開設から4年目以降】 1/4以内

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>※<u>補助事業区分（１）及び（２）</u>は各年度、４月１日から３月３１日までに発生した対象経費を補助対象とする。</p> <p>※<u>開設からの年数は、開設日の属する年度を１年目として算出する。</u></p>	<p>※各年度、４月１日から３月３１日までに発生した対象経費を補助対象とする。</p>	